



Title	海面上昇に伴う国際法上の諸課題の検討：沿岸国の海域における法的地位の変動と「気候変動難民」への対応
Author(s)	
Citation	令和6（2024）年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書．2025
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/101258">https://hdl.handle.net/11094/101258</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 令和6年度大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」研究成果報告書

ふりがな 氏名	たかはし りゅうのすけ 高橋 隆之介	学部 学科	法学部法学科	学年	3年
ふりがな 共同 研究者氏名	いとう るな 伊藤 瑠那	学部 学科	法学部国際公共 政策学科	学年	2年
	いなおか なつき 伊名岡 夏希		法学部国際公共 政策学科		1年
	さかぐち あかり 阪口 灯		法学部国際公共 政策学科		1年
	ふなこし まこ 船越 真子		法学部国際公共 政策学科		1年
	よこた こうめい 横田 滉明		法学部国際公共 政策学科		1年
アドバイザー教員 氏名	二杉 健斗	所属	大学院国際公共政策研究科		
研究課題名	海面上昇に伴う国際法上の諸課題の検討 —沿岸国の海域における法的地位の変動と「気候変動難民」への対応—				
研究成果の概要	研究目的, 研究計画, 研究方法, 研究経過, 研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を追加してもよい。(先行する研究を引用する場合は, 「阪大生のためのアカデミックライティング入門」に従い, 盗作剽窃にならないように引用部分を明示し文末に参考文献リストをつけること。)				

## I. 研究目的

近年、地球温暖化や気候変動に伴う海水の膨張や南極等の氷の融解によって海面上昇の問題が深刻化している。2023年の気候変動に関する政府間パネルの評価報告書によると、2011年から2020年の世界の平均気温は、1850年から1900年の平均気温と比べて1.09°C上昇しており、1901年から2018年にかけての海面上昇は約20cmに及ぶとされている<sup>1</sup>。仮に温室効果ガスの排出量が改善しなかった場合、海面の上昇は21世紀末に最大1.01mに及ぶとされる<sup>2</sup>。

こうした海面上昇は、国際法上の問題を多く引き起こす。海洋法の観点からは、このことが沿岸国の領海や排他的経済水域などの法的地位に影響を及ぼすと考えられる。また、島嶼国を中心に、海面の上昇によって住居を失い生活が困難となる、「気候変動難民」と呼ばれる避難民の増加が懸念され、そのような人々がどのように保護されるべきか(そもそも保護されうるか)という問題も生じている。そこで、現在の国家実行や国際判例等をもとに、国際法の観点から海面上昇に起因する右2つの問題の解決の道筋を明らかにすることが本研究の目的である。

## II. 研究方法・研究経過

いずれの問題についても近年活発に議論がなされており、2019年には「国際法との関係における海面上昇」についての研究部会が国際法委員会(ILC)において設置された。今回の研究にあたり、海面上昇と海域の法的地位の変動については、同問題に関する各国の見解等をILCがまとめた2020年の「第一論点ペーパー」<sup>3</sup>と2023年の「追加ペーパー」<sup>4</sup>をもとに各国の実行の検討を行った。「気候変動難民」については人権条約における保護を検討するため、自由権規約委員会による個人通報制度での見解や欧州人権裁判所の判決等を参照した。

とりわけ前者については、世界最大の国際法模擬裁判大会であるPhilip C. Jessup国際法模擬裁判大会2025における争点の1つとなり、今大会においては、海面上昇の影響を受ける原告国がその対

策として基線の固定を行ったものの、海面上昇のさらなる進行により、実際の低潮線に基づく従来原告国の排他的経済水域であった海域が公海となることから、被告国との間で原告国が設定した固定基線の有効性が争われた。同大会においては、原告国と被告国の双方の立場から書面作成及び弁論を行うことから、これらの活動を通して問題の多角的かつ実践的な検討を行った。

### III. 研究成果

#### A. 海面上昇と沿岸国海域の法的地位の変動

##### 1. 問題の所在

沿岸国の領海や排他的経済水域の幅を設定する際の基準となる線を基線といい、国連海洋法条約（以下、UNCLOS）上、通常これは沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている低潮線とされる（UNCLOS 5 条）。この「大縮尺海図に記載されている低潮線」について、国家実行<sup>5</sup>及び学説<sup>6</sup>はともに移動説（低潮線が陸側或いは海側に移動すればそれに伴って基線も移動する）を採用し、実際の低潮線と沿岸国の海図の低潮線との間に著しい乖離があった場合には他国がこれを争うことができると解釈してきた<sup>7</sup>。すなわち、従来沿岸国の領海や排他的経済水域であった海域の法的地位が、海面上昇に伴う低潮線の後退によって変動するという帰結をもたらす。

しかしながら、UNCLOS 起草当時においては海面上昇に関する問題が想定されておらず<sup>8</sup>、近年海面上昇の影響を特に受ける島嶼国を中心に基線の固定（海面上昇に関わらず沿岸国の海図上の基線を採用する）が有力に主張されている<sup>9</sup>。これから海面上昇の問題がより深刻化することが予想されるころ、法的安定性を保持し、沿岸国がこれまで有してきた権益を保全するために、どのように基線を固定しうるかが問題となる。

なお、三角州等の存在によって海岸線が非常に不安定な場所につき、低潮線の後退に関わらず直線基線の効力が維持されるとする UNCLOS 7 条 2 項を類推解釈して、5 条の通常基線も固定できるとす

る見解もある。しかし、7条2項はあくまで三角州等の存在を前提とする例外規定であって、5条についてはむしろ、そうした例外事由のない通常基線の移動性を認める反対解釈が導かれるため、そうした類推解釈によって海面上昇の問題に対処することはできないとされている<sup>10</sup>。

## 2. 固定基線への3つのアプローチ

沿岸国が基線を固定するためのアプローチとしては、(a)UNCLOSの改正、(b)UNCLOS5条の後の合意・後の慣行に基づく解釈、(c)新たな慣習国際法の形成の3つのアプローチが検討されている<sup>11</sup>。

### a. UNCLOSの改正

深海底における活動に関するものを除くUNCLOSの改正手続きは、通常の条約手続き（UNCLOS312条）と簡易的な改正手続き（313条）の2つに分けられ、いずれも締約国の国連事務総長への通報によって開始される。前者は改正案を審議する会議の招集を伴うものであり、締約国の二分の一以上が当該招集の要請に対して好意的な回答をした場合に招集がなされ、コンセンサス方式による合意形成を基本とするものである。一方、後者は会議を招集することなく行われるもので、国連事務総長がすべての締約国に当該通報を送付し、いずれの締約国も改正案または簡易的な手続きによる採択の提案に反対しなかった場合に改正案が採択されることになる。すなわち、一つの締約国でも当該改正案や簡易な改正手続きに異議を述べた場合にはその改正案は拒否されたものとみなされる。このように、いずれの手続きについてもすべての締約国の明示又は黙示の承認を必要とするものであり、困難を伴うことが予想される。さらに、UNCLOSには改正しないことについてのコンセンサスがあることも指摘されており<sup>12</sup>、改正によるアプローチは決して容易ではない。

### b. 後の合意・後の慣行に基づく解釈

条約法条約31条3項は、条約の文脈とともに「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意（subsequent agreement）」(a号)や「条約の適用につき後に生じた慣行（subsequent practice）」

であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」(b号)が条約の解釈の際に考慮される (shall be taken into account) とする。これらは条約当事国の意図を反映するものであって、全ての当事国間で一致した共通の理解がある場合に、当事国の意図をもって曖昧な文言を定義づけるという役割を担う<sup>13</sup>。

i. 「後の合意」に基づく解釈

「後の合意」については、あくまで「合意」であるため条約法条約上の「条約」とは区別され<sup>14</sup>、当事国間によって条約の解釈・適用に関する共通した行為が意図的に行われることや当該解釈・適用について同意が付与されることで成立することになる<sup>15</sup>。なお、限定的な数の当事国の間でなされた合意であって、全ての当事国による合意といえないものは条約法条約 31 条上の「後の合意」を構成せず、同条約 32 条上の解釈における補足的手段 (supplementary means) となる<sup>16</sup>。

現時点で UNCLOS の全ての当事国の合意を形成するような動きは見られないものの、浅田は「後の合意」に基づく解釈によるアプローチが適切であるとする。つまり、UNCLOS の締約国会合の全会一致ないしコンセンサスの決議と黙認を利用することによって、固定基線に係る問題 (どの時点を基準に基線を固定するか等) も解決することができるとする<sup>17</sup>。もっとも、このアプローチにおいて固定基線制度それ自体への合意が確立できても、それに係る問題が合意によって解決できるかまでは明らかでない。

ii. 「後の慣行」に基づく解釈

「後の慣行」とは、当事国により「条約の適用においてなされる」(in the application of the treaty) 実行であって、そうした実行が当該条約の用語の意味に関する共通の理解を示すようなものである場合に、これを条約の公権的な (authentic) 解釈手段として用いることができるとするものである<sup>18</sup>。

右の「条約の適用においてなされる」実行には、条約上の権利義務を行使・履行するもののみならず、

そうした行為の前段階である条約の解釈に関する公式の声明なども含まれる<sup>19</sup>。こうした実行はすべての条約当事国によってなされる必要はないが<sup>20</sup>、黙認等によってすべての当事国に受け入れられている必要がある<sup>21</sup>。すなわち、1カ国でもこれに反する慣行を行うような国があれば、ここでいう「後の慣行」を構成しない<sup>22</sup>。全ての条約当事国の合意を確立するような実行には至らない場合、それらの実行は条約法条約 32 条上における解釈の補的手段を構成するにすぎず、公権的な解釈手段たる 31 条の慣行に比しても解釈上の価値が劣ることになる<sup>23</sup>。

現在、太平洋諸島フォーラム (PIF) の宣言<sup>24</sup>や小島嶼国連合(AOSIS)の宣言<sup>25</sup>は、基線を再検討する義務や海図を更新する義務を UNCLOS が課していないことを理由に、UNCLOS に基づく海域及びその権利が海面上昇に伴う地形の変化に関わらず維持されることを主張しており、ニュージーランドによればこうしたアプローチは 100 以上の国から支持を集めているという<sup>26</sup>。また、各国の ILC への提出文書や国連総会第六委員会の発言などにおいても、海図の更新義務がないことを理由に今後基線を更新しないこと<sup>27</sup>や固定基線を支持すること<sup>28</sup>などが表明されている。これらは条約の解釈に関する公式の声明として「後の慣行」を構成しうるが、他方でイギリスやオランダ、ルーマニアは国内法において移動基線を採用しているため<sup>29</sup>、右慣行は全ての条約当事国の合意を確立するものとはいえないと評価されている<sup>30</sup>。もっとも、オランダ<sup>31</sup>とルーマニア<sup>32</sup>は、後述するように固定基線と非常に密接に結びつく概念である法的安定性の重視を表明しており、イギリスは UNCLOS の適応的 (adaptive) 解釈の重要性を表明している<sup>33</sup>。加えて、移動基線をその国内法において採用するいずれの国についても固定基線への反対の立場を示していないため<sup>34</sup>、これが「後の慣行」としての黙認として評価される余地があると考えられる<sup>35</sup>。

#### c. 新たな慣習国際法の形成

関連する条約のもとで同じ主題に関する新しい国際慣習法が成立した場合、当該条約の当事国にな

おその条約規則を適用するという意思がない限り、新たな慣習法が適用されることになる<sup>36</sup>。

伝統的に慣習国際法の成立要件は国家実行と法的信念の二要件論が採用されており<sup>37</sup>、短期間であっても慣習法規則は形成されうる<sup>38</sup>。国家実行には、国の具体的な行為や意思表示、更には黙認等の不作為も含まれ<sup>39</sup>、利害が特別な影響を受ける国を含む広範かつ実質的に均一な実行が必要である<sup>40</sup>。法的信念とは、国の行為がこれを行う義務があるという認識又は信念のもとに行われることを求めるものであり<sup>41</sup>、国の具体的な行為から推認されうる<sup>42</sup>。なお、右の「後の慣行」に関連して条約の適用に関する行為は他の法規則の成立を妨げない<sup>43</sup>。

前述した通り PIF や AOSIS の宣言では、海面上昇に関わらず基線を固定すべきとしているほか、気候脆弱性フォーラム<sup>44</sup>やアフリカ・カリブ・太平洋諸国諸島<sup>45</sup>も、海面上昇に対する海域保全に関する PIF 宣言を支持するとした。また、ILC への提出文書、国連総会第六委員会での発言においても基線の固定に関する実行が見られるが、これらの実行には幅があり、どのような実行であれば固定基線を支持するのと評価できるかという問題があることに留意する必要がある。具体的には、これらの実行は①単に法的安定性・安全性・確実性・予測可能性 (legal stability, security, certainty, and predictability) に言及するもの、②UNCLOS 等に基線の更新義務がないことに言及するもの、③固定基線による海域保全を支持するものの3つがある。ILC の共同議長は、①の法的安定性などの言葉について、これは「研究部会の国(Member States)の間で非常に具体的な意味(very concrete meaning)を持つものとみなされており、基線の固定を通じた海域の保全と結びつけられている(linked)」と評価し、「言い換えれば(in other words)、海面上昇の影響を受ける国は、経緯度の表や海図の通知を更新する必要がなく、その結果、海面上昇によって物理的な海岸が陸側に移動しても、基線は固定されることになる」としている<sup>46</sup>。つまり、③のみならず①や②の実行であっても、基線の固定を支持する実行として評価される余地があることを示唆している。実際、法的安定性等に言及するのみだったコ

スタリカ<sup>47</sup>や、海図の更新義務がないことを強調するのみであったコロンビア<sup>48</sup>やフランス<sup>49</sup>も様々な文脈において基線の固定を支持する国の1つとして評価されている<sup>50</sup>。また、前述した通りいずれの国も基線の固定に対する反対を表明せず<sup>51</sup>、さらに移動基線をその国内法において採用するオランダやルーマニア、アメリカも基線の固定を支持する国として評価されていたことは注目に値する<sup>52</sup>。

もっとも、ミクロネシア連邦やパプアニューギニアは PIF 宣言が地域的慣習国際法の形成を意図したのではないとしているほか<sup>53</sup>、アンティグア・バーブーダや中国、イスラエル、ロシア連邦は一般慣習国際法の形成には国家実行及び法的信念が不十分であると指摘している<sup>54</sup>。地域的慣習国際法の成立を示唆する見解もあるものの<sup>55</sup>、ILC の研究部会においても地域的慣習法と一般慣習法のいずれについても、現時点で十分な国家実行及び法的信念が存在するか否かについて結論を出すのは時期尚早であるとの見解が示されており<sup>56</sup>、今後の気候変動に関する国際会議や ILC などにおける更なる国家実行の蓄積や法的信念の表明が期待される。

### 3. 小括

ここでは(a)UNCLOS の改正、(b)後の合意・後の慣行に基づく解釈、(c)新たな慣習国際法の形成のアプローチを検討したが、いずれについても現時点において効果的な解決策として評価することは難しい。しかし、ニュアンスの程度に差はあるにしろ基線の固定が多くの国家から支持を集め、それに反対を表明する国家もなかったことを鑑みれば、今後も実行が蓄積することによって(b)や(c)のアプローチが結実することも考えられる。もっとも、紙面の都合上本稿では取り上げなかったが、基線の固定には現実の海岸線と固定基線との乖離に伴う諸問題や基線の固定時期に関する問題があり、今後の国家実行や ILC の動向が注目される。

## B. 海面上昇と気候変動避難民

### 1. 問題の所在

まず、本研究で扱う「気候変動避難民」とは、主に海面上昇により陸地が減少することで避難を強いられる住民のことを指す。すなわち、台風などにより家や地域全体が一時的に壊滅的な影響を受けたなどで避難を強いられる人に対しては、本稿の検討対象としない。

一般に難民とは、「人種、宗教、国籍もしくは、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」（難民条約1条A(2))の定義に該当する者（条約難民）のことをいう<sup>57</sup>。この定義に基づくと、「気候変動難民」は海面上昇を理由に避難を強いられるため、難民の定義に該当する避難理由を有しないことから、難民条約に基づく保護を享受しない。（条約上の難民に当たらないため、以下では「気候変動避難民」とする。）現在、前述した ILC の研究部会においては「国家性と人の保護との関係」として新たな法的枠組みも含めた議論が進められているが、ここでは人権法を中心とした既存の枠組みにおいて、気候変動避難民がどのように保護されるのかについて検討する。

### 2. 国連気候変動枠組条約体制に基づく保護

国連気候変動枠組条約(UNFCCC)は温室効果ガス濃度の安定化と地球温暖化問題に関する国際的な枠組みを設定した環境条約である。もっともこの条約に基づく気候変動避難民の保護については困難が伴う。まず、避難の原因が気候変動であることの証明の困難という実務的な問題がある。加えて、そもそも人権法の観点から気候変動避難民を他の避難民よりも優遇して保護する理論的な根拠がない<sup>58</sup>。こうした問題により、パリ協定では気候変動避難民について言及されることはなかった<sup>59</sup>。

### 3. 自由権規約における保護

既に述べたように気候変動避難民は条約難民の定義に該当しない。そこで人権諸条約の中で最も基

本格的かつ包括的な、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、自由権規約）を用いて気候変動避難民を保護することはできないか。自由権規約第6条は「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」と規定している。以下では自由権規約6条に基づく気候変動難民の保護を検討するにあたって、関連する個人通報制度（条約上の権利侵害を訴える個人が条約機関に救済を求める制度）の申立てにおける自由権規約委員会の見解を概観する。

a. *I. Teitiota v New Zealand* (No.2728/2016)

キリバスのタラワ島では、気候変動と海面上昇により居住可能な土地が減少し、住宅危機と土地紛争が発生し、多数の死者を出していた。この島に住む通報者は、この紛争により生命が危険にさらされたとしてニュージーランドに難民申請をしたが、ニュージーランドはこれを棄却して通報者をキリバスへ送還した。通報者は、これが生命権に当たると主張した<sup>60</sup>。これに対し委員会は土地に関する紛争により被害を受けていた証拠がないことなどを理由に、ニュージーランドが通報者をキリバスに送還したことは自由権規約6条違反に当たらないと判断した<sup>61</sup>。他方で委員会は、気候変動による生命の危機が生じることが明確な場合、そうした場所への送還禁止義務が発生しうるとしている<sup>62</sup>。

この見解は、今後の状況によっては送還禁止義務が生じうることを示唆したことで、自らがこれを負わないために先進国などが気候変動対策に真摯に取り組み、島嶼国への支援を強化することを促すものであるとも捉えることができる。

b. *X v Canada* (No.2348/2014)

1999年にカナダに違法に入国したXは、2006年頃から健康状態が悪化し、2009年には生命の危機に瀕する状態になったため、カナダ政府の移民向け医療プログラム（IFHP）への加入を申請したが、移民局はこれを拒否した。委員会は、カナダの行為がXに生命の危機をもたらすものであるとして6条違反を認めた<sup>63</sup>。委員会は6条につき積極的義務(positive obligation)が生じるとし、医療への

アクセスの欠如が人を合理的に予見可能な (foreseeable) リスクにさらし、人命の損失をもたらす可能性がある場合、合理的に利用可能かつアクセス可能な既存の保健医療サービスへのアクセスを提供しなければならないと<sup>64</sup>。

*c. X v Sli Lanca* (No.1862/2009)

他方で家族が暗殺されている事例につき、明白な (obvious) 生命の危機が及んでいるわけではない、6 条違反が認められなかった事例もある<sup>65</sup>。この二つの違いは、当該通報者につき生命の危険がどれだけ差し迫っているかであると考えられる。前者の事例では通報者自身の健康上の問題によって生命の危険が迫っているのに対し、後者の事例では通報者家族が暗殺されているにとどまっており、委員会はこれについて「予見可能かつ必然的な死 (foreseeable and necessary consequence of death)」が迫っているとまではいえないという立場を取っている。

以上のことを総合すると、気候変動避難民については通報者自身に危険が及ぶことが想定される一方、現段階で海面上昇それ自体が命を奪う直接の原因となるかは定かではない。そのため、「予見可能」と評価できるまでの差し迫った生命の危機があるとはいえず、自由権規約 6 条による保護は現実的で無いように思われる。しかし、今後海面上昇がさらに進めば、気候変動避難民に生命の危機が差し迫っていると判断される可能性が高く、締約国に送還禁止義務などが生じることが考えられる。

#### 4. 欧州人権条約における保護

欧州人権条約 (ECHR) 第 3 条は「何人も、拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない」ことを規定している。そのため気候変動避難民の自国への送還が拷問や品位を傷つける行為に当たらないかが問題となる上に、後述の通り一般的に違反の基準があるわけではなく事例ごとに検討されるという点で ICCHR とは異なる。以下では欧州人権裁判所 (ECtHR) などの判決をもとに、ECHR 3 条に基づく気候変動難民の保護を検討する。

ECtHR は、ECHR 3 条違反にあたるかどうかは一般的に決定されるべきではなく、それぞれ個々

の事例の特別な状況を評価することによって決定されるべきだとしている<sup>66</sup>。例えば、出身国が劣悪な人道的状況であるにも関わらず避難者を送還した事例につき、これを拷問と認め、3条に違反する可能性があるとしている<sup>67</sup>。ECHR 3条については、前述の自由権規約6条の「明確な」生命の危機とは異なり、健康被害や家族への人権侵害であっても同条違反を構成するとされている<sup>68</sup>。過去には工場の排水による環境被害はあくまで幸福への侵害であり深刻な健康被害はなかったとして3条違反を否定した例もあるが<sup>69</sup>、強制送還の目的地の国が非人道的な状況にあるとみなせるとき、強制送還は3条違反にあたりとされた<sup>70</sup>。また、ドイツのコトブス行政裁判所では、気候変動の影響が顕在化しているエチオピアから避難してきた女性を同国へ送り返すことにつき3条違反を認めている<sup>71</sup>。

よって、ECHRに基づく気候変動避難民の保護は、出身国にて最低限の尊厳ある生存を確保することができないと想定される場合というようにその適用範囲は狭いものの、実際に強制送還が違反を現実的であるという裁判例が存在することから現実的に可能だといえるだろう。こうした規定が気候変動避難民の保護の重要性が認知されることによってECHRの枠組みの外である各国に広がれば、より積極的な気候変動避難民の保護につながるかもしれない。

## 5.小括

ここでは、既存の難民条約では保護できない気候変動避難民の保護について、自由権規約と欧州人権条約という人権法の観点から検討した。自由権規約委員会の解釈及び見解に基づく、現状では気候変動避難民の保護は難しい。しかし、今後さらなる海面上昇によって生命の危機がより切迫したものになったとき、自由権規約に基づく保護が可能になると考えられる。他方、欧州人権条約についてはその範囲は狭いものの、現実的に保護される可能性があるという結論に至った。しかしいずれにしろ、今後気候変動避難民の実効的な保護を画一的に行うには根拠や裁判例が足りないため、こうした保護を図るには新たな法的枠組みが必要である。

#### IV. 研究のまとめ

ここでは、海面上昇に伴う国際法上の問題として、基線の固定による海域保全と気候変動避難民の保護という2つの問題を検討してきた。上で示したように、いずれの問題についても現時点の法的枠組みによる実効的な解決は難しいが、この2つの問題の性質には大きな違いがある。まず基線の固定については、海面上昇という、程度に差こそあれすべての沿岸国が影響を受ける問題への対応策であり、沿岸国がこれに明示或いは黙示の承認をしない限りは自国の権益を有する海域が内陸側にシフトしていくことになる。すなわち、基線を固定すれば自国の海洋権益は維持されるのに対し、移動説をとり続ければ新たな権益を主張できる可能性はあるが自国の権益の喪失という不利益は免れない。結局のところ、基線の固定による現状維持の方が沿岸国にとっては確実かつ安定的な対応であるように思われる（したがって、各国の実行・合意が形成されやすいと推測される）。それに対し、気候変動避難民の保護については、受入国の内政に大きく影響しその保護について受入国は直接的な利益を有さないため、今後の新たな法的枠組みの形成においても難航が予想される。そのため、今後の国際社会の動向を注視するにしても、こうした問題の性質の違いに留意しておく必要がある。

<sup>1</sup> Intergovernmental Panel on Climate Change, *CLIMATE CHANGE 2023 Synthesis Report Summary for Policymakers*, pp.4-5, available at [https://www.ipcc.ch/report/ar6/syr/downloads/report/IPCC\\_AR6\\_SYR\\_SPM.pdf](https://www.ipcc.ch/report/ar6/syr/downloads/report/IPCC_AR6_SYR_SPM.pdf), last visited May 5, 2024.

<sup>2</sup> *Ibid.* p.18.

<sup>3</sup> First issues paper by Bogdan Aurescu and Nilüfer Oral, Co-Chairs of the Study Group on sea-level rise in relation to international law, U.N. Doc. A/CN.4/740(2020) [hereinafter **A/CN.4/740**].

<sup>4</sup> Additional paper to the first issues paper (2020), by Bogdan Aurescu and Nilüfer Oral, Co-Chairs of the Study Group on sea-level rise in relation to international law, U.N. Doc. A/CN.4/761(2023) [hereinafter **A/CN.4/761**].

<sup>5</sup> A/CN.4/740, *supra* note 3, ¶88.

<sup>6</sup> International Law Association, *Baselines under the International Law of the Sea: Sofia Conference (2012)*, p.31; Yoshifumi Tanaka, *The International Law of the Sea*, p. 51(4th ed. 2023); Snjolaug Arnadóttir, *Climate Change and Maritime Boundaries: Legal Consequences of Sea Level Rise*, p.220 (2022).

<sup>7</sup> Alexander Proel et al.(ed), *United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary*, p.54 (2012).

<sup>8</sup> A/CN.4/740, *supra* note 3, ¶104(a).

<sup>9</sup> Pacific Islands Forum, “Declaration on Preserving Maritime Zones in the Face of Climate Change-Related Sea-Level Rise”, 6 August 2021, available at <https://forumsec.org/sites/default/files/2024-03/2021%20Declaration%20on%20Preserving%20Maritime%20Zones%20in%20the%20face%20of%20Climate%20Change-related%20Sea-level%20rise.pdf>, last visited November 25, 2024; Alliance of Small Island States, “Alliance of Small Island States Leaders’ Declaration, 2021”, 22 September 2021, ¶41, available at

<https://demaribus.net/wp-content/uploads/2021/09/aosis-leaders-declaration-endorsed-16.09.2021.doc>, last visited November 25, 2024.

<sup>10</sup> A/CN.4/740, *supra* note 3, ¶104(c); 浅田正彦「海面上昇と国際法の対応—海洋法の問題を中心に—」国際外交雑誌 122 巻 4 号 507 頁, 515 頁 (2024)。

<sup>11</sup> Moritaka Hayashi, *Sea Level Rise and the Law of the Sea: Future Options*, in Davor Vidas and Peter Johan Schei, *The World Ocean in Globalisation: Climate Change, Sustainable Fisheries, Biodiversity, Shipping, Regional Issues* (2011), pp.200-205.

<sup>12</sup> Report of the International Law Commission on the Work of its Seventy-second Session, *Sea-level rise in relation to international law*, U.N. Doc. A/76/10 (2021), Chapter IX, ¶267; 浅田・前掲注 11) 529 頁。

<sup>13</sup> Olivier Corten, Pierre Klein, *The Vienna Conventions on the Law of Treaties: A Commentary*, Volume I, p.826 (2011).

<sup>14</sup> Report of the International Law Commission on the Work of its Seventieth Session, *Draft Conclusions on Subsequent Agreements and Subsequent Practice in Relation to the Interpretation of Treaties, with Commentaries*, U.N. Doc. A/73/10 (2018), Chapter IV, Conclusion 4, ¶5 [hereinafter **ILC Treaties Conclusions**].

<sup>15</sup> *Ibid*, Conclusion 4, ¶10.

<sup>16</sup> *Ibid*, Conclusion 4, ¶12.

<sup>17</sup> 浅田・前掲注 10) 533-534 頁。

<sup>18</sup> ILC Treaties Conclusions, *supra* note 14, Conclusion 4, ¶9.

<sup>19</sup> *Ibid*, Conclusion 4, ¶18.

<sup>20</sup> *Ibid*, Conclusion 10, ¶¶12-13.

<sup>21</sup> Matthias Herdegen, *Interpretation in International Law*, in *Max Planck Encyclopedias of International Law*, ¶18 (November 2020).

<sup>22</sup> *Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan: New Zealand intervening)*, Judgment, 2014 I.C.J. 226, ¶83(Mar. 31).

<sup>23</sup> ILC Treaties Conclusions, *supra* note 14, Conclusion 4, ¶33.

<sup>24</sup> Pacific Islands Forum, *supra* note 9.

<sup>25</sup> Alliance of Small Island States, *supra* note 9, ¶41.

<sup>26</sup> International Law Association, *International Law and Sea Level Rise, Final Report: Athens Conference (2024)*, p.43[hereinafter **ILA Athens Report**].

<sup>27</sup> A/CN.4/761, *supra* note 4, ¶¶20-92; フランスやアイルランド, ギリシャ, クロアチア, パプアニューギニア, モルディブ, インドネシア, アルゼンチン, チリなどがある。

<sup>28</sup> *Ibid*; ドイツやイタリア, ルーマニア, キプロス, サモア, ミクロネシア, スリランカ, フィリピン, マレーシア, タイ, エジプト, アルジェリアなどがある。

<sup>29</sup> A/CN.4/740, *supra* note 3, ¶88.

<sup>30</sup> 浅田・前掲注 10) 517-518 頁。

<sup>31</sup> A/CN.4/761, *supra* note 4, ¶64.

<sup>32</sup> *Ibid*, ¶66.

<sup>33</sup> ILA Athens Report, *supra* note 26, p.44.

<sup>34</sup> A/CN.4/761, *supra* note 4, ¶98(a).

<sup>35</sup> ILC Treaties Conclusions, *supra* note 14, Conclusion 4, ¶17.

<sup>36</sup> Nancy Kontou, *The Termination and Revision of Treaties in the Light of New Customary International Law*, pp. 22-23, 143-147(1994); 浅田・前掲注 10) 530 頁。

<sup>37</sup> *North Sea Continental Shelf (Germany v. Denmark, Germany v. Netherlands)*, Judgment, 1969 I.C.J. 3, ¶74(Feb. 20) [hereinafter **North Sea Case**]; Report of the International Law Commission on the Work of its Seventieth Session, *Draft Conclusions on Identification of Customary International Law, with Commentaries*, U.N. Doc. A/73/10 (2018), Chapter V, Conclusion 8 [hereinafter **ILC Customary Law Conclusions**].

<sup>38</sup> *North Sea Case*, *supra* note 37, ¶¶73-74.

<sup>39</sup> ILC Customary Law Conclusions, *supra* note 37, Conclusion 6, ¶¶2-3.

<sup>40</sup> *North Sea Case*, *supra* note 37, ¶74.

<sup>41</sup> *Ibid*.

<sup>42</sup> ILC Customary Law Conclusions, *supra* note 37, Conclusion 10, ¶1.

<sup>43</sup> ILC Treaties Conclusions, *supra* note 14, Conclusion 4, ¶17.

<sup>44</sup> Climate Vulnerable Forum, “Dhaka-Glasgow Declaration of the Climate Vulnerable Forum”, 2 November

---

2021, available at [https://cvfv20.org/wp-content/uploads/2024/08/Dhaka-Glasgow-Declaration-of-the-CVF\\_Final-1.pdf](https://cvfv20.org/wp-content/uploads/2024/08/Dhaka-Glasgow-Declaration-of-the-CVF_Final-1.pdf), last visited November 26, 2024.

<sup>45</sup> Organization of African, Caribbean, and Pacific States, “The Declaration of the Seventh Meeting of the Organization of African, Caribbean and Pacific States Ministers in Charge of Fisheries and Aquaculture”, 8 April 2022, available at [https://www.oacps.org/wp-content/uploads/2022/05/Declaration\\_-7thMMFA\\_EN.pdf](https://www.oacps.org/wp-content/uploads/2022/05/Declaration_-7thMMFA_EN.pdf), last visited November 26, 2024.

<sup>46</sup> A/CN.4/761, *supra* note 4, ¶98(a).

<sup>47</sup> *Ibid.*, ¶61.

<sup>48</sup> *Ibid.*, ¶21.

<sup>49</sup> *Ibid.*, ¶27.

<sup>50</sup> *Ibid.*, ¶85.

<sup>51</sup> *Ibid.*, ¶98(a).

<sup>52</sup> *Ibid.*, ¶85.

<sup>53</sup> *Ibid.*, ¶96.

<sup>54</sup> *Ibid.*

<sup>55</sup> 浅田・前掲注 10) 531-532 頁。

<sup>56</sup> Report of the International Law Commission on the Work of its Seventy-fourth Session, Sea-level rise in relation to international law, U.N. Doc. A/78/10 (2023), Chapter VIII, ¶149.

<sup>57</sup> 難民の地位に関する 1951 年の条約 1 条（難民の地位に関する 1967 年の議定書による改正）。

<sup>58</sup> 藤澤巖「海面上昇による気候変動避難民気候変動避難民と国際法の対応」国際問題 693 号, 38 頁, 39 頁 2023 年

<sup>59</sup> 藤澤・同上, 40 頁。

<sup>60</sup> *I. Teitiota vs New Zealand*, Concerning Communication No.2728/2016, Human Right Committee, ¶¶2-3.

<sup>61</sup> *Ibid.* ¶4.2

<sup>62</sup> *Ibid.* ¶9.11

<sup>63</sup> *X v Canada*, Concerning Communication No.2348/2014, Human Right Committee, ¶10.13.

<sup>64</sup> *Ibid.* ¶6.5

<sup>65</sup> *X v Sli Lanca*, Concerning Communication No.1862/2009, Human Right Committee, ¶7.7.

<sup>66</sup> *Asylrecht*, 8 L 258/21.A, VG Cottbus 8. Kammer, 29.10.2021, ¶5.

<sup>67</sup> *Ibid.*, p.3.

<sup>68</sup> William A Schabas, *The European Convention on Human Rights: A commentary*, p.172 (2015).

<sup>69</sup> *López Ostra v. Spain*, 303 Eur. Ct. H.R. Series A no. 303-C. 58,60, (1994).

<sup>70</sup> *Asylrecht*, *supra* note 66, p.5

<sup>71</sup> *Ibid.*, ¶7.